

## 《前回審議会の概要について》

### ● 給水中止制度の導入について

現行の給水中止制度では、対象者を市民に限定するなど、水道使用の一時的な中止を制限しており、民法上の解釈と乖離している状況にあるため、使用者の都合により随時中止できる制度に改める必要があること。また、要件緩和による作業対応等が増加することから、新たに生じる開栓業務の経費に対し 2,500 円の手数料を徴収することについて資料を用いて説明。委員からは、給水中止した建物の中で水道事故が発生した場合の対応や管理責任、給水中止中の不正利用に対する対応等について質問があった。

### ● 経過措置による段階的な水道料金の改定について

第 12 回審議会において、明野ほか 5 地区の市民感情や理解を得るという観点から、6 地区にも同様の経過措置を検討すべきとの意見を受け、全地区において経過措置を適用した場合の減収予測等について資料を用いて説明。委員からは、6 地区へ経過措置を適用する場合の 2 地区への負担軽減措置として、経過措置回数の増加について要望があった。また、議論が出尽くしたことから、答申案の作成を進めるよう意見があり、経過措置の部分を除いて答申案を作成することについて、審議会において了承された。